

**LOGOSWARE オフライン閲覧キット ソフトウェア利用規約**

ソフトウェアをインストールされる前に、以下の条件を良くお読みになって下さい。

本利用規約は、ログスウェア株式会社（以下、ログスウェアという）が提供する本ソフトウェアをお客様が使用する際の条件を記したものです。お客様が本ソフトウェアをインストールし、使用する場合は、本利用規約のすべての条件に同意したものとみなします。

**第1条（定義）**

1. 「本ソフトウェア」とは、ログスウェアが、お客様に提供するオフライン閲覧用ファイル作成ソフトウェア「オフライン閲覧キット」で、そのソフトウェア及び関連資料を意味します。
2. 「コンテンツファイル」とは、お客様が利用する学習管理ツールに登録をするコンテンツを記録したファイルを意味します。

**第2条（目的）**

本規約の目的は、ログスウェアがお客様に対し「本ソフトウェア」の使用許諾を行う事によって、お客様がログスウェア社製コンテンツ作成ソフトで作成されたコンテンツを、CDやDVDなどのメディアに格納しオフライン環境下での閲覧を可能にするファイル群を生成することです。この目的以外での使用は禁じられます。

**第3条（使用許諾）**

1. ログスウェアは、お客様に対し、本規約に定める条件の下でお客様が「本ソフトウェア」を使用することのできる、非独占的使用権を供与します。
2. お客様が「本ソフトウェア」をインストールできる端末の数は、お客様がログスウェアから購入したライセンス数に限られます。

**第4条（業務支援）**

ログスウェアは、お客様より通知された「本ソフトウェア」に関わるトラブルその他のシステムの不具合につき、ログスウェアの責任およびログスウェアが保有する技術情報の範囲内において調査・解決に積極的に努力するものとします。

**第5条（返品）**

「本ソフトウェア」は、インストール後は返品できません。

**第6条（瑕疵担保責任）**

1. OS、Web 閲覧ブラウザ、および本ソフトウェアを開発するために使われたツール類に起因する瑕疵については、ログスウェアはその責任を負わないものとします。
2. 「本ソフトウェア」及び、「本ソフトウェア」で制作した「出力ファイル」に対して、将来リリースされたハードウェアやソフトウェアとの組み合わせにおける動作について、ログスウェアはその保障をしないものとします。

**第7条（本ソフトウェアの権利関係）**

1. 「本ソフトウェア」に含まれるプログラムその他の全ての知的財産権（著作権法 27 条、28 条の権利を含む）は、ログスウェアに帰属します。
2. お客様は、本規約に定める条件の下で「本ソフトウェア」を使用する権利を得ます。

**第8条（禁止事項）**

お客様が以下のことを行うことは禁止されます。

1. ログスウェアから正式に購入したライセンス数以上の端末に「本ソフトウェア」をインストールすること。
2. 「本ソフトウェア」をバックアップ以外の目的で複製し、第三者に対して配布したり譲渡すること。
3. 「本ソフトウェア」をネットワークサービスへアップロード等の方法で複製すること。
4. 「本ソフトウェア」をネットワークを介すなどして複数のユーザが同時に使用すること。
5. 「本ソフトウェア」をインストールした端末以外の端末から利用すること。
6. 「本ソフトウェア」を修正、改作、翻訳、リバースエンジニア、デコンパイル、ディスアセンブルすること、またその他の方法でソースコードの解明を試みること。
7. 「本ソフトウェア」の派生製品を開発すること。
8. 「本ソフトウェア」の使用権を販売、レンタル、リース、譲渡等すること。

**第9条（免責）**

1. ログスウェアは、「本ソフトウェア」が特定の目的に適合していることを保証しません。
2. ログスウェアの故意または重過失がある場合を除き、「本ソフトウェア」の使用または使用不能から生ずる一切の損害に関して責任を負わないものとします。

**第10条（準拠法等）**

本規約は日本国の法令に準拠し、これに基づいて解釈され、本規約に関する全ての紛争については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

**第11条（日本国外での使用）**

1. お客様は、本ソフトウェアについて日本国外へ輸出または国外で使用する場合、適用される日本、およびその他の国の輸出管理に関する法律及び規則を遵守することに合意するものとします。
2. お客様が本製品を日本国外へ輸出または国外で使用した場合、当該行為から生ずる一切の責任はお客様が負うものとします。
3. お客様の日本国外への輸出または国外での使用によりログスウェアが損害を被った場合には、お客様がその損害の全額を賠償するものとします。

**第12条（協議）**

本規に定めのない事項および疑義が生じた事項については、双方協議のうえ決定するものとします。

以上

改定

-02：2017年2月8日

- ・第9条 「ロゴスウェアの故意または重過失がある場合を除き」を追記